

府子本第 313 号
令和 2 年 3 月 19 日

公益社団法人全国保育サービス協会
会長 草川 功 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」の
一部改正について

「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」（平成 31 年 5 月 8 日付け府子本第 575 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）について、別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和 2 年 3 月 19 日から適用することとしたので通知する。

なお、引き続き、承認事業主及び割引券等取扱事業者において本実施要綱に規定する割引券の使用条件や各種手続き等が遵守されるよう努められたい。